

高知県教育委員会 会議録

令和6年6月定例委員会

場所：教育委員会

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年6月12日(水) 13:30

閉会 令和6年6月12日(水) 14:45

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	小笠原直樹
〃	教育次長	濱川 智明
〃	教育次長	今城 純子
〃	参事兼教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健 (付議第3号のみ)
〃	学校安全対策課長	高橋 潤 (付議第3号のみ)
〃	幼保支援課長	津野 哲生 (付議第3号及び付議第5号から第7号のみ)
〃	小中学校課長	蛭子 穰 (付議第3号及び第7号及び専決処分報告第1号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一 (付議第2号及び第5号から専決処分報告第1号を除く)
〃	高等学校課課長補佐	中島 義文 (付議第4号のみ)
〃	高等学校課課長補佐	岩河 忠信 (付議第1号のみ)
〃	高等学校振興課長	野田 健一 (付議第3号のみ)
〃	特別支援教育課長	板橋 潤子 (付議第3号及び第4号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第3号のみ)
〃	保健体育課長	前田 義朗 (付議第3号のみ)
〃	人権教育・児童生徒課長	山中 恵美 (報告第1号及び付議第3号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	小松 名奈 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 6月定例委員会を開催する。

教育次長(総括) (提案説明)

教育長 付議第4号、付議第5号、付議第6号は、高知県議会6月定例会に

提出予定の議案について検討を行うものであるため、付議第7号、専決処分報告第1号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。

各委員
教育長

全員挙手
それでは、付議第4号から第7号及び専決処分報告第1号を非公開の取り扱いとする。

【報告第1号 非強制徴収債権の放棄について (人権教育・児童生徒課)】

○人権教育・児童生徒課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
--	---------

【報告第2号 非強制徴収債権の放棄について (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

弥勒委員	延滞した場合の利子の利率はどれくらいなのか。
事務局	年に10.95%である。
弥勒委員	相当高い。それは妥当なのか。今回の場合は違うと思うが、あまりにも高すぎるのが、元本も含めて回収不能になっているのであれば、見直す必要があると思う。
事務局	利子の率については、全国と比較をしても高知県が突出して高い状況にはなっていない。また、この返還金を元に次の奨学生への貸与の原資としているため、延滞利子が高いことが、返還に対するハードル（未納に対する抑止力）をあげ、滞納しないような制度にもなっている。
教育長	全国の多くがこの利率なのか。
事務局	10%前後のところが多いと聞いている。
永野委員	当然、借りるときには、そういった内容を本人及び関係者に周知をするのか。
事務局	そうである。
永野委員	利息は、高知県や他の自治体も色々な奨学金の貸与の方法を取って、学

	生に貸し付けているだろうが、大体同じようなことなのか。
事務局	そうである。他県も同じような状況であると把握している。
永野委員	カードローンと同じくらい高い。そういった内容は、議会では話題にならないのか。
事務局	ご質問頂いたこともあるが、先ほどのような理由をお答えしている。
教育次長	補足をすると、教育委員会の奨学金等以外に知事部局にも色々な貸付制度がある。それらも利息については、市中金利と比べると高いという実情である。そういったことを議会の時も、教育委員会以外でも各部局に対してご質問を受けるが、大体は高等学校課長が言ったこと等も含めて、全国の他の制度の状況も加味しながら説明している。
永野委員	下げてほしいということはなかなかできないだろう。
教育次長	説明をしてご理解をいただいている。
池委員	就職できず、返せないといったことを報道等で見たりする。利息がどんどん溜まっていき、6倍ぐらいになっている。長い間放置したため、このようなことになっているのだと思う。 奨学金は高校生に借金を負わせているイメージになるため、できれば給付型のようなものを増やしていく方向が望ましい。あるいは高知県へ帰ってきてくれたら、半額返さなくて良い等の制度を考えていただけるとありがたいと思う。
事務局	返還については、高校卒業後半年後から始まるが、大学等へ進学した場合や、その後の就職が見つからないような場合には、猶予期間を設けるようにはしている。
教育次長	今年度から、企業と連携をして奨学金の返還に対する助成の取組を、知事部局の商工労働部でもスタートしている。人材確保の面でもそういった工夫は開始しているところ。

【付議第1号 令和7年度高知県立中学校の入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案
(高等学校課)】

- 高等学校課長 説明
- 質疑

永野委員	Vの「入学予定者の決定」の4の(1)、この項目はいつ頃からあったのか。実際にこのような制限があった例があるのか。
事務局	県立中学校の募集が始まった当初からこの項目はあり、実際に人数の制限を設けた事例はないと記憶している。
永野委員	例えば、小規模の町村であって、学校1校しかなく、また、卒業生が10人しかいないような学校から、県立中学校に全員入学するというような時にはそういった事例に該当するのか。
事務局	入学予定者の人数が著しく偏る傾向が見られる場合に制限をかける規定については、(特定の市町村立の中学校区から)1クラス分である35人を超えるような入学生がいた際に該当するが、実際に発動したといったことは、今のところ把握はしていない。
永野委員	今の説明で理解した。学校を制限するのではなく、学級のスケールに対しての話ということか。
事務局	市町村立の中学校のクラス数が減るほどにまで、県立中学校が取らないように制限をかけることがあるという規定である。
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 令和7年度県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する案
(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

池委員	公立中学校の特別支援学級から進学する場合、高等学校を受検したい生徒もいれば、特別支援学校の高等部を受検したい生徒もいると思うが、それはご家庭と生徒と先生方で相談して決めるのか。
事務局	そうである。それぞれの学校の進路指導の中で決めることになる。
池委員	強制はしないわけか。

事務局	強制しない。
池委員	例えば情緒障害がある場合、高等学校を受検したときに、不利になるということもあるのか。
事務局	高等学校を受検の際に、高等学校課の方で、合理的配慮に基づく様々な配慮はしている。よって、不利益になることはないと思われる。
池委員	そういった流れになっているということか。
事務局	そうである。
池委員	特別支援学校の高等部を受検される方は、医者や学校の指導があつてのことになるのか。
事務局	医者の指導というのは、診断があるかないかということになると思うが、特別支援学校に入学するためには、国の定めている規定によって障害の種別及び程度に合致する必要がある。例えば、自閉症情緒特別支援学級の子どもで、知的障害がなければ知的障害特別支援学校の対象外になる。
教育長	定員数は、昨年度と変わっていないか。
事務局	変わっていない。
教育長	昨年度は、この定員数で問題なかったか。
事務局	問題なかった。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 令和5年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
--	---------

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	---

【付議第4号 令和6年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

永野委員	手を挙げてきた学校を選んで、その学校の取組をクラウドファンディングで応援するという理解で良いか。
事務局	学校の方から、こういったことをしたいため、寄附をお願いしたいという形で上がってくる。
永野委員	寄附を募って、その費用を賄うということか。
事務局	そうである。
永野委員	事務的な費用に補正をするのか。 寄附を募ったらお金はいらぬのではないか。その辺りの仕組みがよくわからない。
事務局	県の制度に乗っかる形で実施するものであり、寄附金は県の方へ一度入り、それから学校へ令達するため、補正予算として上げておく必要がある。
事務局	財源として得るという形になるため、その分を補正として予算を増額する。
永野委員	寄附が集まらない場合はどうなるのか。県の赤字ということか。
事務局	集まらなかった場合は、このプロジェクトそのものが認められないということになる。寄附が認められた後、実際にお金をいただくという形になる。寄附予定額をあげていただいて、それが目標額に至らなければ、プロジェクトはなかったことになる。
永野委員	例えば、私が一人の県民として、ある学校を応援したくて寄附金を用意

	<p>しているといった場合、全体でその寄附額が達成しなかった場合は御破算になるのか。</p>
事務局	<p>そうである。その学校に対する目標額を設定するため、その目標額に届かなければ、このプロジェクトそのものがなくなる。</p>
教育長	<p>お金を最初からいただくのではない。</p>
事務局	<p>手をあげてもらおうということである。結果的にそのプロジェクト自体がゼロになった場合は、2月議会等で減額の補正にかけることもある。</p>
永野委員	<p>教育委員会で直接できないのか。</p>
事務局	<p>県として予算を準備して行うべきものは当然あり、通常の学校運営にあたって必要なものについては、学校予算の中で確保しながら行っていく。クラウドファンディングの主旨は、プラスアルファでやっていきたいという学校の気持ちを受け取って、寄附により応援いただくものである。学校で必要な備品の購入等については、学校予算の中で行っていく。</p>
町田委員	<p>クラウドファンディングの事業所はどこになるのか。手数料の考慮はされるのか。</p>
事務局	<p>READYFORという県が契約している会社をお願いしている。手数料は、20数パーセントかかる。</p>
町田委員	<p>その20数パーセントは、READYFORに入るのか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
町田委員	<p>ビジネスである。</p>
永野委員	<p>100万円寄付したら、20数万円は手数料である。</p>
町田委員	<p>クラウドファンディングは、手数料が高い。この事業所にとっても、一つのビジネスだと思う。プロジェクトによっては、手数料が0に近い場合もあるため、もしかしたら教育については低いのかと思ったが、変わらない。</p> <p>全国でこういった取組を始めたのか。</p>
教育次長	<p>多くはない。先進的に行っている県はある。全国でもいくつかは取組事</p>

	<p>例がある。</p>
森下委員	<p>先駆的に行っている県があるとのことだが、獲得するときに工夫しなくてはならないことはあるのか。</p>
事務局	<p>PRを頑張るということに尽きる。県教育委員会としては、こういったクラウドファンディングについては、大々的に発信をする必要がある。あとは各学校がしっかりと、出身者などに当たっていくことも極めて重要である。</p>
森下委員	<p>各学校と、県教育委員会がタイアップして努力していくということか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
事務局	<p>先ほど、手数料について20数パーセントと言ったが、正確に言えば20.9パーセントである。</p>
弥勒委員	<p>手数料について、そんなに高いのかと思ったところである。事業規模によると思うのだが、クラウドファンディングの業者を選ぶ際に、合い見積もりはしていないのか。</p>
教育次長	<p>県庁で、クラウドファンディングの事業者は、ふるさと納税の事業者として、5、6社と契約していると思う。</p> <p>業者によって手数料は様々で、10%未満ぐらいのところから高いところまでいくつかある。この業者は総務部で選んでいるが、去年からNPOでこのスキームでやっている。目標額に達しなければ、プロジェクト自体が流れるというのがこの業者のやり方である。</p> <p>オール・オア・ナッシング方式という目標額まで達しなければ実施しないという方法を県として決めたうえで、この方法で行うことが長けており、PR力も高い業者を選んでいる。一方で、ふるさと納税を活用して、クラウドファンディング的に行っている取組もあり、昨年度教育委員会としても実施したが、それは例えば、目標額100万円に対して、30万円しか集まらなくても、その30万円はふるさと納税としていただくやり方。そうした方法もあるが、今回の事業については一つの手法として選んだ経緯がある。</p>
弥勒委員	<p>不成立となったときのリスクもその業者がかぶるという意味で、その分高いマージンになっているということか。</p>
教育次長	<p>そうである。</p>

教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第5号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (幼保支援課)】

【付議第6号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

【非公開】

森下委員	量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことはとても重要なことであり、保育士1人あたりの子供の数が減ったことはとても良いと思った。また、保育士不足で心配していたが、9割の施設が満たしており安心した。従前の基準による経過措置として認められている「当面の間」とは、どのくらいとされているのか。
事務局	現段階では、国から具体的に何年といった期間について示されていない。
森下委員	保育士不足は深刻であるため、1割といえども、早く保育士の確保ができるよう、県でもご尽力いただけるとありがたい。また、このように基準を満たしている園の割合などは、今後もフォローアップをして支援いただきたい。
教育長	しっかりチェックをしていく。
森下委員	できるところからとは思いますが、国は期間をしっかり定める傾向にある中で、「当面の間」として、決められなかったところに、保育士不足の深刻さをより感じる。
永野委員	法令に準拠してしっかり対応しているところには、いわゆる給与の補助などの担保はあるのか。
事務局	今回、最低基準の見直しを実施されたが、30人から25人、20人から15人へと厚く職員を配置した施設に対しては、先に加算の制度が適応される。
弥勒委員	9割の施設が、新基準を満たしているのか。
事務局	新基準を満たしているのが、既に9割である。

教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。
教育長 教育委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。

※付議第4号から第6号議案については非公開議案であったが、令和6年6月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

【付議第7号 高知県幼保連携型認定こども園審議会委員の委嘱議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第7号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙の通り

【専決処分報告第1号 令和6年度高知県教科用図書選定審議会委員の変更に関する専決処分報告 (小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	専決処分報告第1号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。

※委員名簿は別紙の通り

(5) 議決事項

付議第1号から第7号
専決処分報告第1号

原案どおり議決
原案どおり承認